宿日直許可を受けている医療機関に関する監督結果

平成 1 8 年 3 月厚生労働省労働基準局

宿日直許可を受けている医療機関に関する監督結果

監督実施件数 596 件

<労働基準関係法令違反の是正状況>

	①違反件数	②是正件数	2/1
何らかの労働基準関係法令違反が認めら れたもの	430	373	86. 7%
宿日直時に「通常の労働」を行った ことに関する労基法第32条違反※1	17	14	82. 4%
宿日直時に「通常の労働」を行った ことに関する労基法第37条違反※2	101	83	82. 2%
医師に係るもの	50	42	84. 0%

※1 労基法第32条違反:時間外労働協定で締結した「延長させることができる時間」を超えて労働

させたことに対する違反

※2 労基法第37条違反:割増賃金を支払っていないことに対する違反

<医師の宿日直勤務の改善状況>

		①指導件数	②改善報告件数	2/1
許可基準を満たしていないとして専用指導 文書を交付したもの		249	200	80. 3%
	增員		115	
改善善	宿日直を行う時間帯を見直し、 宿日直の基準を満たす時間帯 のみ宿日直で対応		35	
方	宿日直時の「通常の労働」に 対する割増賃金の支払い		33	
策 ※3	交替制の導入		49	
	その他		70	

※3 <u>複数の方策により改善される</u>ものがあるため、専用指導文書を交付したものに対する改善報告 件数と改善方策の合計値は一致しない。

<専用指導文書による改善を要する事項別の改善状況>

		①指導件数	②改善報告件数	2/1
	許可基準を満たしていないとして専用指導文書 を交付したもの		200	80. 3%
改善を要する事項 ※4	宿日直勤務が通常の勤務時間の拘束から完全に 解放された後のものとなっていないこと	53	38	71. 7%
	夜間・休日に従事する業務について、昼間と同 態様の労働に従事することが稀でないこと	195	157	80. 5%
	宿直の回数が週1回の原則を超えていること	105	73	69. 5%
	日直の回数が月1回の原則を超えていること	81	61	75. 3%

^{※4} 改善を要する事項別の指導件数及びこれに対する報告件数は、一の専用指導文書を交付したものに対して<u>複数の事項が該当する</u>ことがあるため、専用指導文書を交付したものの件数とその事項別の合計値は一致しない。